

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月15日

支出負担行為担当官
前橋地方法務局長 岩崎 琢治

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成30年度一般貨物自動車運送業務契約一式

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 集荷場所

仕様書による。

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」に係るD以上の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 入札手続等

(1) 連絡先

〒371-8535

群馬県前橋市大手町二丁目3番1号（前橋地方合同庁舎5階）

前橋地方法務局会計課用度係（担当：三田）

電話 027-221-4464

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

公告日から平成30年3月27日（火）まで

イ 入手方法

上記(1)にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで）する。

(3) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日 時

平成30年3月28日（水）午後2時00分

イ 場 所

群馬県前橋市大手町二丁目3番1号

前橋地方法務局会議室（前橋地方合同庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること（郵送、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。）。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時

及び単位は計量法による。

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札，申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の意図の有無
無
- (6) 契約書の作成の要否
要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により入札説明書等を入手することができるが，競争に参加するためには，開札の時において，当該資格の認定を受け，かつ，競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 入札に参加する者は，平成30年3月27日（火）までに下記の書類を上記3(1)に提出すること。
ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
イ 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書（役員等名簿添付）」
- (10) 入札説明会は開催しない。
- (11) 詳細については，入札説明書による。

以上